

上越市子ども・子育て支援事業計画における個別事業の進捗管理表

◀事業区分▶追…追加 拡…拡充 縮…縮小 空欄…現状維持口

基本 目標	主要 施策	事業区分	No.	取り組み	事業概要	目的	地域子ども・子育て 支援事業	第6次総合計 画における 重点事業	平成31年度までの目標		現状(値)	H27年度			H28年度		
									(何を、どのような状態 又は数値にしたいか)	目標の評価方法 (何を、どのように評価するか)		目標達成に向けた実施内容 (何を・どうするか)	達成状況 (目標に対する到達度)	評価・分析等 (来年度に向けたアプローチ)	目標達成に向けた実施内容 (何を・どうするか)	担当課	
1 生みやすく、育てやすいまちづくり																	
1 母子保健の充実																	
			1	妊婦一般健康診査	妊婦一般健康診査費用14回分を公費負担にすることにより、積極的な受診を勧奨し、安心して妊娠・出産を迎えられるよう支援を行う。	妊婦一般健康診査費用を公費負担することにより、積極的な受診を勧奨し、安心して妊娠・出産を迎えられるよう支援を行う。	○		すべての妊婦が妊娠中に必要な健診を受診し、安心して妊娠期間を過ごし出産を迎えることができる。 【妊娠15週までの届出率】100%	妊婦届出状況	【妊娠15週までの届出率】98.5%	妊婦一般健康診査費用14回分を公費負担にすることにより、積極的な受診を勧奨し、安心して妊娠・出産を迎えられるよう支援を行う。			→	健康づくり推進課	
			2	妊産婦新生児訪問指導事業、 こんには赤ちゃん事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭等を訪問し、子育て支援や発育発達・栄養に関する情報提供や養育環境等の把握、必要な保健指導を行う。	母子保健法の規定に基づき、保健指導を受けることが必要な妊産婦等の家庭を訪問し、妊娠・出産・育児等に必要な指導を行うことにより、正常な妊娠・出産または育児の確保に努め、もって母子の健康の保持及び増進を図る。	○	○	乳児のいる家庭を訪問し、子育て支援や発育発達・栄養に関する情報提供を行うことにより、安心して育児を行うと共に母子の健康の保持増進を図ることができる。 【出生児の訪問率】100%	妊産婦・新生児訪問指導実施状況ならびにこんには赤ちゃん訪問実施状況	【出生児の訪問率】98.9%	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭等を訪問し、子育て支援や発育発達・栄養に関する情報提供や養育環境等の把握、必要な保健指導を行う。			→	健康づくり推進課	
			3	乳幼児健診事業	適切な時期に乳幼児健診を実施することにより、乳幼児の健やかな成長発達を目指し、疾病、異常の早期発見や育児支援を行う。	上越市健康増進計画の生涯を通じた健康づくりの推進についての取組に基づき、保護者が子どもの成長発達に関する学習ができる場を提供し、自ら子どもの育ちを確認できるよう、適切な時期に健康診査を実施し、疾病・異常の早期発見に努めるとともに、発育発達に応じた支援を行う。			乳幼児健診の受診により、疾病・異常の早期発見に努めると共に、保護者自身が子どもの発育発達を確認することができる。 【乳幼児健診の受診率】98%	乳幼児健診受診率(3か月、6か月、9か月、1歳6か月、3歳)	【乳幼児健診の受診率】98.2%	適切な時期に乳幼児健診を実施することにより、乳幼児の健やかな成長発達を目指し、疾病、異常の早期発見や育児支援を行う。			→	健康づくり推進課	
			4	予防接種事業	予防接種の実施により、感染のおそれのある疾病を予防し、公衆衛生の向上及び増進を図るとともに、乳幼児、児童・生徒の感染症の予防を図る。	予防接種を実施し、感染のおそれのある疾病の発生を蔓延を防ぎ、公衆衛生の向上を図る。			感染のおそれのある疾病を予防し、公衆衛生の向上及び増進を図るとともに、乳幼児、児童・生徒の感染症の予防を図る。 【接種率】90%	公費対象の被接種者数実績	【接種率】82.9%	※ヒブ、小児用肺炎球菌、四種混合、BCG、麻しん風しんの平均	予防接種の実施により、感染のおそれのある疾病を予防し、公衆衛生の向上及び増進を図るとともに、乳幼児、児童・生徒の感染症の予防を図る。			→	健康づくり推進課
			5	フッ化物塗布事業	幼児期における歯質の向上とう蝕予防を徹底し、幼児の健康な成長を図るため、フッ化物塗布を実施する	歯や口腔の健康状態を保持し、幼児の健康の保持増進を図る。			幼児期における歯質の向上とう蝕予防の徹底により、幼児の健康の保持増進を図ることができる。 【フッ化物塗布の実施率】80%	歯科健診受診者に対するフッ化物塗布実施率(1歳6か月児、2歳児、3歳児)	【フッ化物塗布の実施率】80%	幼児期における歯質の向上とう蝕予防を徹底し、幼児の健康な成長を図るため、フッ化物塗布を実施する			→	健康づくり推進課	
			6	フッ化物洗口事業(保育園)	幼児期における歯質の向上とう蝕予防を徹底し、幼児の健康な成長を図るため、保育園においてフッ化物洗口を実施する。	幼児期における歯質の向上とう蝕予防を徹底し、保育園でのフッ化物洗口の実施率の向上を図る。			幼児期における歯質の向上とう蝕予防を徹底し、保育園でのフッ化物洗口の実施率が向上されている状態。 【フッ化物洗口の実施率】95.0%	フッ化物洗口の実施率	【フッ化物洗口の実施率】89.8% (53/59園) 公立保育園100% (44/44園) 私立保育園60.0% (9/15園)	現在実施している園の支援を継続し、未実施園への働きかけをする。			→	こども課	
			6	フッ化物洗口事業(幼稚園)	幼児期における歯質の向上とう蝕予防を徹底し、幼児の健康な成長を図るため、幼稚園においてフッ化物洗口を実施する。	幼児期における歯質の向上とう蝕予防を徹底し、幼児の健康な成長を図る。			希望する幼児全員。 【フッ化物洗口の実施率】95%	フッ化物洗口を希望する幼児の割合が前年度を上回る。	【フッ化物洗口の実施率】91.8%	幼稚園において希望者全員にフッ化物洗口を実施する。			→	学校教育課	
			7	ブラッシング指導会	幼児期において歯の健康に興味関心を持たせ、う蝕予防を図るため、歯科衛生士より親子に対するブラッシング指導会を実施する。	歯科衛生士によるブラッシング指導を通して、幼児や保護者に歯の健康に興味関心を持たせ、う蝕予防を図る。			幼稚園に在園している幼児と保護者に対して行う。	ブラッシング教室の開催状況	幼稚園に在園している年5歳児と保護者に対して行っている。	歯科衛生士より親子に対するブラッシング指導会を実施する。			→	学校教育課	

基本 目標	主要 施策	事業区分	No.	取り組み	事業概要	目的	地域子ども・子育て支援事業	第6次総合計画における重点事業	平成31年度までの目標		現状(値)	H27年度			H28年度	
									(何を、どのような状態又は数値にしたいか)	目標の評価方法(何を、どのように評価するか)		目標達成に向けた実施内容(何を・どうするか)	達成状況(目標に対する到達度)	評価・分析等(来年度に向けたアプローチ)	目標達成に向けた実施内容(何を・どうするか)	担当課
			8	むし歯予防教室	幼児期における歯質の向上とう蝕予防を徹底し、幼児の健康な成長を図るため、保育園において親子に対するむし歯予防教室を実施する。	幼児期における歯質の向上とう蝕予防を徹底し、むし歯有病率を下げ、むし歯有病率を高める。			幼児期における歯質の向上とう蝕予防を徹底し、むし歯予防への関心を高め、むし歯有病率が下がっている状態。	むし歯の有病率	【むし歯有病率】 3～5歳児 上越市:30.6% 県平均:27.7%	対象親子に、むし歯予防の知識及びブラッシング指導を実施する。			→	こども課
			9	休日・夜間診療所	休日や夜間における急な発熱やケガなど比較的軽い症状に対する応急医療を行う。	病院等の診療時間外における一次救急医療機関として市民の受診機会を確保し、地域における救急医療体制の充実を図る。			年間を通じて病院等の診療時間外における第一次救急医療体制の確保を図ることができる。	利用患者数の集計 運営委員会での検証	【利用患者数(成人含む)】 11,446人	年間を通じて病院等の診療時間外における第一次救急医療体制を確保する。			→	健康づくり推進課
2 子育てに対する経済的支援の充実																
			1	不妊治療費助成事業	不妊に悩んでいる夫婦に対し、不妊治療にかかる費用の一部を助成する	安心して妊娠・出産を迎えるため、不妊治療を行っている市民に不妊治療費の一部を助成し、経済的負担の軽減を図る。		○	不妊に悩んでいる夫婦に対し、不妊治療にかかる費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図る。	不妊治療費助成事業助成件数	【助成件数】 138件	不妊に悩んでいる夫婦に対し、不妊治療にかかる費用の一部を助成する。			→	健康づくり推進課
			2	妊産婦・子ども医療費助成事業	・妊産婦医療費助成 市民税所得割非課税世帯の妊産婦に対し、自己負担金から一部負担金等を控除した額を助成する。 ・子ども医療費助成 入院・通院ともに0歳～中学校卒業までの子どもの医療費に対し、自己負担金から一部負担金等を控除した額を助成する。	妊産婦および子どもに対し医療費を助成し、疾病の早期発見早期治療に努める。また、子育て世帯の負担軽減を図る。		○	対象者全員が申請を行い、受給資格を有している状態。	子どもの権利に関するアンケート	【必要な支援や助成が受けられていないと感じる人の割合】 12%	市民課等の窓口と連携し、申請漏れがないように周知を図る。また、住民票異動リストをもとに未申請者に対し申請を促す。			→	こども課
			3	児童手当給付事業	中学校3年生までの子どもを対象に手当を支給する。	家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。			対象者全員が申請を行い、受給資格を有している状態。	子どもの権利に関するアンケート	【必要な支援や助成が受けられていないと感じる人の割合】 12%	市民課等の窓口と連携し、申請漏れがないように周知を図る。また、住民票異動リストをもとに未申請者に対し申請を促す。			→	こども課
			4	児童扶養手当給付事業	ひとり親家庭等の父または母等に対して手当を給付する。	ひとり親家庭等の生活の安定と、子育てにかかる経済的負担の軽減を図る。			対象となるひとり親等が受給資格を有している状態。	子どもの権利に関するアンケート	【必要な支援や助成が受けられていないと感じる人の割合】 12%	市民課等の窓口と連携し、申請漏れがないように周知を図る。あわせて、市HPや広報で制度の案内を行う。			→	こども課
			5	保育料の軽減	子育て家庭の経済的負担を軽減するため、国基準保育料に対して保育料の軽減を図る。	子育て家庭の経済的負担を軽減するため。		○	子育て家庭の経済的負担が軽減され、保護者が安心して保育園に子どもを預けられる状態。	保育料の軽減率	【保育料の軽減率】 25%	国が基準としている保育料より低い額で保育料を定める。			→	こども課
			6	私立幼稚園就園奨励費補助金	私立幼稚園の入園料・保育料を対象に、保護者の所得状況に応じた補助を行い、保護者の経済的負担の軽減を図る。	幼児教育を受ける権利を平等に享受できるよう、保護者の所得に応じた保育料補助を行い、幼児教育の振興を図る。			幼児期の教育を希望する保護者が、経済的な理由により教育を受けられないことがないよう、必要な補助を行う。	支援が必要な保護者の把握を行い、当該保護者全員に必要な補助を行う。	幼稚園と連携を取りながら、支援が必要な保護者の把握に努めており、申請漏れはない。	新制度に移行しない私立幼稚園に対し、支援が必要な保護者の把握に努め、対象者全員に所得状況に応じた補助を行う。			→	教育総務課

基本目標	主要施策	事業区分	No.	取り組み	事業概要	目的	地域子ども・子育て支援事業	第6次総合計画における重点事業	平成31年度までの目標		現状(値)	H27年度			H28年度	
									(何を、どのような状態又は数値にしたいか)	目標の評価方法(何を、どのように評価するか)		目標達成に向けた実施内容(何を・どうするか)	達成状況(目標に対する到達度)	評価・分析等(来年度に向けたアプローチ)	目標達成に向けた実施内容(何を・どうするか)	担当課
			7	就学援助費 (特別支援教育就学奨励金)	障害のある児童生徒が特別支援学級で学ぶ際に、保護者が負担する教育関係経費を、家庭の経済状況に応じて支援する。	障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点で、個々の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う特別支援学級に就学する児童生徒の就学に必要な経費の一部を援助する。			特別支援学級で学ぶ児童生徒の保護者の経済的負担が軽減され、必要な支援を受けられる状態。  【制度周知回数】 年3回	学期ごとの制度案内チラシの配布状況。	特別支援学級に通う全児童生徒の保護者に制度案内チラシを配布している。 ・支援の対象となった児童生徒数 小学校 236人 中学校 64人	必要な援助を行うため、制度周知を徹底し、対象者の申請漏れがないようにする。			→	学校教育課
			8	就学援助費 (要保護及び準要保護児童生徒援助費)	経済的に困窮する世帯の教育費の一部負担軽減を図るため学用品費や給食費などの支援を行う。	学校教育法第19条「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」の規定に基づき、経済的に困窮する世帯の教育費の一部負担軽減を図るため、学用品費や給食費などの支援を行う。			市内小中学校に通う児童生徒のうち、経済的に困窮する世帯の経済的負担が軽減され、必要な援助を受けられる状態。  【制度周知回数】 年3回	学期ごとの制度案内チラシの配布状況。	市内小中学校に通う全児童生徒の保護者に制度案内チラシを学期ごとに配布している。 ・全児童生徒数者 (附属小中、直江津中等含む) 小学校 10,502人 中学校 6,001人	必要な援助を行うため、制度周知を徹底し、対象者の申請漏れがないようにする。			→	学校教育課
			9	通学援助費	遠距離通学する児童・生徒の通学費を援助し、保護者の負担軽減を図る。	遠距離通学する児童・生徒の通学費を援助し、保護者の負担軽減を図る。			遠距離通学する児童・生徒の通学費を援助し、保護者の負担軽減が図られている。  【制度周知回数】 2回	制度周知回数	市立小学校864人 市立中学校938人	各学校と連携しながら周知を図り、申請漏れがないようにする。			→	学校教育課
			10	子育てジョイカード事業	18歳未満の子どもが3人以上いる世帯に「子育てジョイカード」を交付し、カードを提示した人に対し、協賛店舗等が商品の割引や特典などのサービスを提供する。	協賛企業店舗数を増やし、多子世帯の経済的負担を軽減を図る。		○	協賛企業店舗数を増やし、多子世帯の経済的負担を軽減が図られている状態。  【協賛企業店舗数】 448店	協賛企業店舗数	【協賛企業店舗数】 433店(H26.12月末現在)	積極的な事業周知を行い、協賛企業店舗数を増やす。			→	こども課
			11	ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭等の父又は母等及び児童の医療費について、自己負担金から一部負担金を控除した額を助成する。	ひとり親家庭等へ医療費の助成を行うことで疾病の早期発見・早期治療に努める。また、子育て世帯の経済的負担の軽減を図る。			対象となるひとり親等が受給資格を有している状態。  【必要な支援や助成が受けられていないと感じる人の割合】 6%	子どもの権利に関するアンケート	【必要な支援や助成が受けられていないと感じる人の割合】 12%	市民課窓口等と連携して申請を促す。また、広報等で制度の周知を図る。			→	こども課
			12	母子家庭等の自立支援の推進	自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金を支給し、就職に有利な資格等の取得を支援する。また、母子自立支援員を置き、母子・父子家庭の個々の状況に応じた相談・指導等の支援を行う。	ひとり親家庭への就労支援を行い、経済的自立を促す。			ひとり親家庭等の保護者が就労し、経済的に自立している状態。  【必要な支援や助成が受けられていないと感じる人の割合】 6%	子どもの権利に関するアンケート	【必要な支援や助成が受けられていないと感じる人の割合】 12%	窓口での声かけや児童扶養手当現況文書等送付時に対象となると思われる人に文書を送付し、制度の周知を行うとともにハローワーク担当者や連携し、ひとり親家庭等の保護者の就労に結び付ける。			→	こども課
			13	障害児福祉手当	精神または身体に著しい重度の障害があり、日常生活において常時介護を必要とする児童(20歳未満)に対し、手当を支給する。	重度障害児に対して、その障害のため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給することにより、特別障害児の福祉の向上を図る。			関係機関との連携を図りながら、窓口等での制度周知を漏れ落ちがないよう徹底されている。	身体障害者手帳及び療育手帳交付時、その他関連性のある手続き対応時に制度周知を実施したか、漏れ落ちがないかどうか、職員間で確認する	確認実施	申請漏れがないよう、制度内容を窓口等で周知する			→	福祉課
			14	特別児童扶養手当	精神または身体に障害のある児童(20歳未満)を在宅で監護・養育する人に対し、手当を支給する。	精神又は身体に障害を有する児童について手当を支給することにより、これらの児童の福祉の増進を図る。			関係機関との連携を図りながら、窓口等での制度周知を漏れ落ちがないよう徹底されている。	身体障害者手帳及び療育手帳交付時、その他関連性のある手続き対応時に制度周知を実施したか、漏れ落ちがないかどうか、職員間で確認する	確認実施	申請漏れがないよう、制度内容を窓口等で周知する			→	福祉課

基本目標	主要施策	事業区分	No.	取り組み	事業概要	目的	地域子ども・子育て支援事業	第6次総合計画における重点事業	平成31年度までの目標		現状(値)	H27年度			H28年度	
									(何を、どのような状態又は数値にしたいか)	目標の評価方法(何を、どのように評価するか)		目標達成に向けた実施内容(何を、どうするか)	達成状況(目標に対する到達度)	評価・分析等(来年度に向けたアプローチ)	目標達成に向けた実施内容(何を、どうするか)	担当課
		追	15	未熟児養育医療給付事業	生まれたときの体重が2,000g以下であるか、または2,000gを超えていても医師の診断により生活薄弱であって、一定の症状を有している乳児に対し、入院養育が必要と認められた場合に必要な医療の給付を行う。	正常の新生児に比べて疾病により生活薄弱であって、一定の症状を有している乳児に対し、必要な医療を給付する。			医療の給付対象となる保護者が申請を行い、給付を受けている状態。 【必要な支援や助成が受けられないと感じる人の割合】6%	子どもの権利に関するアンケート	【必要な支援や助成が受けられないと感じる人の割合】12%	医療の給付対象となる保護者に対し、指定養育医療機関と連携し、申請漏れがないように案内する。			→	こども課
		追	16	入学支度金支給事業	新潟県教育委員会が指定する地域に居住する児童・生徒の教育の振興を図るため入学支度金を支給する。	新潟県教育委員会が指定する地域に居住する児童・生徒の保護者に入学支度金を支給し、保護者の経費負担の軽減と教育機会の均衡を図る。			新潟県教育委員会が指定する地域に居住する児童・生徒の保護者に入学支度金を支給し、保護者の経費負担の軽減と教育機会の均衡を図る。	申請のあった対象者へ入学支度金の支給件数。	申請のあった対象者へ入学支度金を支給する。	新潟県教育委員会が指定する地域に居住する児童・生徒の教育の振興を図るため入学支度金を支給する。			→	学校教育課
3 多様な保育サービス等の提供																
			1	保育園の再配置等の推進	施設の老朽化、児童数の減少・偏在、保育ニーズの多様化等保育を取り巻く課題に対応するため、適正な規模の保育園を配置することにより、安心して子育てができ、持続可能な保育環境を確保する。	地域の状況に見合った適正な規模の保育園を適正に配置することで、安心して子育てできる良好な保育環境を整備する。		○	適正な規模の保育園が適正に配置されつつあり、良好な保育環境の保育園が増加している状態。	全公立保育園のうち、解決すべき課題が解消された保育園数及び再配置の方針が決定した保育園数	公立保育園45園	保育園の再配置等に係る計画(第二次)に基づき、方針が決定した個別事業を進めるとともに、方針が未決定の個別事業の検討を行う。			→	こども課
			2	保育園の環境改善	多様化する保育ニーズに対応するため、園舎の改修等を行い、安全・安心な保育環境の整備を行う。	園児等が安全・安心して保育をうけられる環境を与える。			公立・私立保育園の安全な保育環境を維持されている状態。	・緊急時の修繕の対応 ・計画修繕の実施	必要箇所の修繕の実施	公立・私立保育園に対し、必要な修繕の実施及び補助を行う。			→	こども課
			3	通常保育事業(3歳未満児)	昼間保護者の就労等により保育を必要とする児童を保育園で保育する。	就労、病気その他の理由により、日中、家庭において保育することができない保護者に代わって、児童を保育し、保護者が安心して子どもを預けられる環境を整える。		○	保育が必要な子どもに対して、保育が提供されている状態。	待機児童数	【待機児童数】0人	年度途中の児童増に対応するため、速やかに保育士の確保を行い、受入れ体制を整備する。			→	こども課
			4	通常保育事業(3歳以上児)	昼間保護者の就労等により保育を必要とする児童を保育園で保育する。	就労、病気その他の理由により、日中、家庭において保育することができない保護者に代わって、児童を保育し、保護者が安心して子どもを預けられる環境を整える。		○	保育が必要な子どもに対して、保育が提供されている状態。	待機児童数	【待機児童数】0人	施設の修繕やトイレ・冷暖房設備等の環境改善及び適切な職員配置・保育指針に基づく保育サービスを提供することにより、保護者が安心して子どもを預けられる環境を整備する。			→	こども課
			5	延長保育事業	就労形態の多様化に伴う保育需要に対応するため、開所時間を超過して、保育園等で保育を行う。	就労形態の多様化に伴い、開所時間を超過する時間帯の保育需要に対応することで、保護者が安心して子どもを預けられる環境を整える。		○	延長保育が必要な子どもに対して、保育が提供されている状態。	利用申込数に対する受入れ状況	【延べ利用者数】47,663人(H25実績)	就労形態の多様化に伴う保育需要に対応するため、開所時間を超過して、保育園等で保育を実施する。			→	こども課
			6	一時預かり事業(保育園)	家庭において保育を受けることが一時的に困難になった乳幼児について、主に昼間に保育園等で一時預かり保育を行う。	保護者の育児疲れの解消や、急病時等の緊急又は一時的な保育保育需要に対応することで、保護者が安心して子どもを預けられる環境を整える。		○	一時預かりが必要な子どもに対して、保育が提供されている状態。	利用申込数に対する受入れ状況	【延べ利用者数】8,114人(H25実績)	家庭において保育を受けることが一時的に困難になった乳幼児について、主に昼間に保育園等で一時的に預かり、必要な保護を行う。			→	こども課

基本目標	主要施策	事業区分	No.	取り組み	事業概要	目的	地域子ども・子育て支援事業	第6次総合計画における重点事業	平成31年度までの目標		現状(値)	H27年度			H28年度	
									(何を、どのような状態又は数値にしたいか)	目標の評価方法(何を、どのように評価するか)		目標達成に向けた実施内容(何を・どうするか)	達成状況(目標に対する到達度)	評価・分析等(来年度に向けたアプローチ)	目標達成に向けた実施内容(何を・どうするか)	担当課
		拡	6	一時預かり事業(幼稚園)	家庭において保育を受けることが一時的に困難になった乳幼児について、主に昼間に保育園等で一時預かり保育を行う。	新制度へ移行する私立幼稚園において、一時預かり事業(幼稚園型)を選択した場合、現行の一時預かり事業(私学助成)を踏まえ、現行制度からの円滑な移行を目指し、子育て支援の拡充を図る。	○	○	新制度へ移行する私立幼稚園において、一時預かり事業(幼稚園型)を選択した場合、現行の一時預かり事業(私学助成)を踏まえ、現行制度からの円滑な移行を目指し、施設の経営状況により、子どもを預けられない状況がでないよう、施設を支援する。	私立幼稚園が、一時預かり制度(幼稚園型)により、保護者が常に安心して子どもたちを預ける環境が整っていること。	新制度移行前であり、一時預かり事業(幼稚園型)を行っている園は無い。	私立幼稚園が実施する一時預かり事業(幼稚園型)に対し補助を行う。			→	教育総務課
			7	休日保育事業	日曜・祝祭日に、保護者の勤務等により保育を必要とする児童を保育園で保育を行う。	就労形態の多様化に伴い、日曜日、国民の祝日等における保育需要に対応することで、保護者が安心して子どもを預けられる環境を整える。		○	休日保育が必要な子どもに対して、保育が提供されている状態。	利用申込数に対する受入れ状況	【延べ利用者数】 412人(H25実績)	保護者の勤務等により、日曜・祝祭日に保育を必要とする児童の保育を実施する。			→	こども課
		拡	8	ファミリーヘルプ保育園	育児疲れの解消や保護者の急病時など、緊急または一時的な保育ニーズに応えるため、24時間預かりが可能な一時保育を行う。	保護者の育児疲れの解消や急病時等の緊急又は一時的な保育ニーズに応えるため、昼間・夜間又は24時間の保育サービスを提供する。	○	○	ファミリーヘルプによる保育が必要な子どもに対して、保育が提供されている状態。	利用申込数に対する受入れ状況	【延べ利用者数】 5,250人(H25実績)	保護者の就労形態の多様化や女性の社会進出に伴う保育ニーズの多様化に対し、緊急又は一時的な保育サービスを柔軟に提供し、利用者が安心して児童を預けられるよう運営する。			→	こども課
			9	家庭的保育事業	保育所内で実施できない時間帯の保育や、一時保育・休日保育等を私立保育園が雇用する保育士の自宅で行う。	保育所内で実施できない時間帯の保育や、一時保育・休日保育等を私立保育園が雇用する保育士の自宅で行うことで、保護者が安心して子どもを預けられる環境を整える。			家庭的保育事業を必要とする利用者に対し、他事業による同等の保育実施の可否が検討された上で、保育所内で実施できない時間帯の保育や、一時保育・休日保育を行うことで、安心して子育てができる環境が整備されている状態。	利用申込数に対する受入れ状況	【延べ利用者数】 352人(H25実績)	保育所内で実施できない時間帯の延長保育や、一時保育・休日保育等を私立保育園が雇用する保育士の自宅で少人数の保育を行う。			→	こども課
			10	病児保育事業	保育園・幼稚園及び小学校1～3年生に在籍している児童が、病気の回復期に達していないため集団保育が困難で、かつ保護者の都合により家庭で保育を行うことが困難な場合に保育等を行う。	病気の回復期に達しておらず、集団保育等が困難な児童を受け入れし、保育等を行うことで、保護者が安心して子育てと就労の両立を図る。	○	○	病気の回復期に達しておらず、集団保育等が困難な児童を受け入れし、保育等を行うことで、保護者が安心して子育てと就労の両立が図られている状態。	保育室の利用申込数に対する受入れ率	【保育室の利用申込数に対する受入れ率】 100%	病気の回復期に達しておらず集団保育等が困難な児童を受け入れし、保育等を行う。			→	こども課
			11	病後児保育事業	保育園・幼稚園及び小学校1～3年生に在籍している児童が、病気の回復期にあり集団保育が困難で、かつ保護者の都合により家庭で保育を行うことが困難な場合に保育等を行う。	病気の回復期に達しておらず、集団保育等が困難な児童を受け入れし、保育等を行うことで、保護者が安心して子育てと就労の両立を図る。	○	○	病気の回復期に達しておらず、集団保育等が困難な児童を受け入れし、保育等を行うことで、保護者が安心して子育てと就労の両立が図られている状態。	保育室の利用申込数に対する受入れ率	【保育室の利用申込数に対する受入れ率】 100%	病気の回復期であり集団保育等が困難な児童を受け入れし、保育等を行う。			→	こども課
			12	障害児保育事業	集団保育が可能な障害のある児童を受け入れ、必要な保育士を配置し、障害をもつ児童の処遇の向上を図る。	集団保育が可能な障害のある児童を受け入れのために必要な保育士を配置することで、保護者が安心して子どもを預けられる環境を整える。		○	必要な職員を加配配置して、障害のある児童を受け入れている状態。	必要な児童の受け入れ状況	必要な保育士の加配を行い、障害児保育のニーズに応じた保育を実施している。	障害のある児童の受け入れし、必要な保育士の加配を行う。			→	こども課
			13	保育園通園バスの運行	園児の通園に係る保護者の負担軽減を図るため、地域や保護者で組織する運行組合がバスを運行する。	通園バスを安全に運行し、利用者の利便性向上を図る。			通園バスを安全に運行し、利用者の利便性向上が図られている状態。	・利用者からの苦情件数 ・交通事故件数	・運転員の実技講習 年1回	現在運行する園において、引き続き通園バスを運行する。			→	こども課

基本 目標	主要 施策	事業区分	No.	取り組み	事業概要	目的	地域子ども・子育て 支援事業	第6次総合計 画における 重点事業	平成31年度までの目標		現状(値)	H27年度			H28年度	
									(何を、どのような状態 又は数値にしたいか)	目標の評価方法 (何を、どのように評価するか)		目標達成に向けた実施内容 (何を・どうするか)	達成状況 (目標に対する到達度)	評価・分析等 (来年度に向けたアプローチ)	目標達成に向けた実施内容 (何を・どうするか)	担当課
		追	14	看護師等雇用補助	0歳児を9人以上受入れする私立保育園に対して、看護師と保育士の雇用に係る費用を補助し、保健衛生面においても保育の質の向上を図る。	県の未満児保育事業を実施している私立保育所では、0歳児を9人以上受け入れる場合に看護師の配置が必要であるため、看護師の雇用を促進し、0歳児の受け入れ環境を整える。		○	0歳児を9人以上受け入れる私立保育園に看護師等が雇用されている状態。	看護師等雇用圏数	4圏(H25実績)	0歳児を9人以上受け入れる私立保育園に対して、看護師等が雇用できるよう費用を補助する。			→	こども課
		追	15	私立保育研究会補助	私立保育園の保育士、調理員の資質向上を目的とした各種講習会、研究会等の実施に係る費用を補助する。	私立保育園の保育士、調理員の資質向上により、保育園入園児童の福祉の向上を図る。		○	私立保育園の保育士、調理員の資質向上により、児童の福祉の向上が図られている状態。	各種講習会、研究会の実施により、今後の保育にどのように生かし、児童の福祉の向上に繋がるかの自己評価を実績報告時に求め、私立保育園の保育士、調理員の資質向上を目的とした講習会が実施されたかどうかを評価する。	私立保育園の保育士、調理員の資質向上を目的とした各種講習会、研究会等が実施されている。	私立保育園の保育士、調理員の資質向上を目的とした各種講習会、研究会等の実施に係る費用を補助する。			→	こども課
		追	16	障害児一時保育事業	障害のある乳幼児の一時保育を実施し、保護者の負担軽減を図る。	障害のある乳幼児の一時保育を実施し、保護者の負担軽減を図り、子育てしやすい環境に寄与する。		○	保護者が安心して預けることができる環境(障害や特性に基づく関わり方、医療的な対応が必要な児については、看護師を設置することなど)づくりに努め、事故怪我等をゼロにする。	事故、怪我数	事故怪我0件	事故怪我の無い一時保育の実施。			→	こども発達支援センター
4 子どもの育ち支援の充実																
			1	すくすく赤ちゃんセミナー	妊娠初期・中期・後期に教室を開催し、助産師、保健師、栄養士等が受講者の相談に応じ、生まれてくる子とその親の将来の生活習慣病予防と妊娠・出産に関する不安の解消を図る。	妊娠・出産・育児の正しい知識を学び、流産・妊娠高血圧症候群の予防等に努めるとともに、妊娠から子どもの成長や発達・育児について考える機会を持ち、子どもが健やかに育つことができるように支援する。		○	妊娠・出産・育児の正しい知識を学び、妊娠・出産に関する不安を解消し、生まれてくる子とその親の将来の生活習慣病予防について考えることができる。	すくすく赤ちゃんセミナー2回目の初産婦参加率	【初産婦参加率】 62.1%	妊娠初期・中期・後期に教室を開催し、助産師、保健師、栄養士等が受講者の相談に応じ、生まれてくる子とその親の将来の生活習慣病予防と妊娠・出産に関する不安の解消に努める。			→	健康づくり推進課
			2	離乳食相談会	乳児の保護者が食生活や生活リズムを含めた生活習慣と身体計測により、子どもの発育・発達を確認し、発育・発達に応じた関わりができるよう支援する。	上越市健康増進計画の生涯を通じた健康づくりの推進についての取組に基づき、保護者が子どもの成長発達に関する学習ができる場を提供し、自ら子どもの育ちを確認できることを目指す。		○	乳児期の栄養指導により、適切な食習慣を確立することができる。	離乳食相談会初期の第1子の参加率	【第1子の参加率】 73.8%	乳児の保護者が、食生活や生活リズムを含めた生活習慣と身体測定により子どもの発育・発達を確認し、発育・発達に応じた関わりができるよう支援する。			→	健康づくり推進課
			3	産前・産後ヘルパー派遣事業	産前・産後の体調不良のため、家事や育児が困難な家庭及び多胎児を出産した家庭に対して、安心して妊娠期や産後を迎えられるよう、ホームヘルパーを派遣する。	体調不良のため家事や育児が困難な家庭及び多胎児を出産した家庭に対し、安心して妊娠期や産後を迎えられるよう支援する。		○	産前・産後の体調不良のため、家事や育児が困難な家庭及び多胎児を出産した家庭において、安心して妊娠期や産後を迎えることができる。	産前・産後ヘルパー派遣事業延利用時間	【延利用時間】 723.5時間	産前・産後の体調不良のため、家事や育児が困難な家庭及び多胎児を出産した家庭に対して、安心して妊娠期や産後を迎えられるよう、ホームヘルパーを派遣する。			→	健康づくり推進課
			4	訪問指導事業	保健師、栄養士等が必要に応じて家庭等を訪問し、発育・発達・栄養相談等に応じ、育児不安の解消を図る。	発育・発達に応じた支援や、育児不安の軽減、虐待の予防・早期発見・対応により、母子の健康の保持増進を図る。		○	保健師、家庭相談員、栄養士等が必要に応じて乳幼児のいる家庭等を訪問し、発育・発達・栄養相談等に応じることにより、育児不安の軽減と母子の健康の保持増進を図ることができる。	家庭訪問実施状況	【訪問件数】 820件	保健師、栄養士等が必要に応じて家庭等を訪問し、発育・発達・栄養相談等に応じ、育児不安の解消を図る。			→	健康づくり推進課
			5	助産師健康相談事業	電話及び来所による相談や健康教育を行い、思春期から妊娠・出産・育児さらに不妊や更年期など各期の不安の軽減や知識の普及を図る。	生涯を通じた健康づくりの推進に向け、スタートとなる妊娠・出産・育児期及び次世代を担う思春期、機能低下を予防する更年期等、各ライフステージに応じて知識の普及や不安の軽減を図るため、個々の生活に合わせた適切な支援や保健指導を行う。		○	思春期から妊娠・出産・育児さらに不妊や更年期について、相談や健康教育を行う中で各期における不安の軽減や知識の普及を図ることができる。	各母子保健事業での周知状況	妊娠届出時や妊産婦・新生児訪問、中学校・高等学校での講座等において相談先を周知している。	電話及び来所相談や健康教育を行い、思春期から妊娠・出産・育児さらに不妊や更年期など各期における不安の軽減や知識の普及を図る。			→	健康づくり推進課

基本目標	主要施策	事業区分	No.	取り組み	事業概要	目的	地域子ども・子育て支援事業	第6次総合計画における重点事業	平成31年度までの目標		現状(値)	H27年度			H28年度		
									(何を、どのような状態又は数値にしたいか)	目標の評価方法(何を、どのように評価するか)		目標達成に向けた実施内容(何を・どうするか)	達成状況(目標に対する到達度)	評価・分析等(来年度に向けたアプローチ)	目標達成に向けた実施内容(何を・どうするか)	担当課	
			6	保育園・幼稚園巡回訪問事業	発育発達に不安のある乳幼児に対し、園や家庭と連携した早期の対応や支援を行うため、保育園・幼稚園への巡回訪問を実施する。	園内で気になる乳幼児やセンターに通室する乳幼児等に対し、定期的に園訪問を行うなかで、園側とともに効果的な育ちをバックアップし、早期対応に努める。			園内で気になる乳幼児やセンターに通室する乳幼児等に対し、定期的に園訪問を行うなかで、園側とともに効果的な育ちをバックアップし、早期対応に努める。	【実施園数】 全園	全園訪問実施	保育園・幼稚園への巡回訪問を実施する。			→	こども発達支援センター	
			7	児童発達支援事業	発育発達を懸念する保護者からの相談に応じるとともに、必要な乳幼児に対し発達及び発育の支援を行う。	センターのサービスが、日常生活の生きる力に繋がるよう関係者と方向性を共有したなかで支援を図る。		○	センターのサービスが、日常生活の生きる力に繋がるよう関係者と方向性を共有したなかで支援を展開する。	【個別支援計画作成割合】 100%	療育登録児にかかる個別支援計画実施率	【個別支援計画作成割合】 100%	発育発達を懸念する保護者からの相談に応じるとともに、必要な乳幼児に対し発達及び発育の支援を行う。			→	こども発達支援センター
			8	上越市要保護児童対策地域協議会の運営	児童相談所、庁内関係課をはじめ、学校や警察などの関係機関が連携・情報共有を図り、要保護児童への適切な支援・指導を行う。	情報の共有化を通じて、関係機関同士で役割分担の共通理解をすることで、要保護児童等の早期発見や、迅速かつ適切な対応を図る。		○	要保護児童等の状況を把握し、関係機関での定期的な情報共有ならびに支援方針の確認がなされている状態。		定期的な情報交換・ケース検討の場である実務者会議の実施	要保護児童等の状況を把握し、関係機関での定期的な情報共有ならびに支援方針の確認を行っている。	要保護児童等の状況を把握し、関係機関での情報共有並びに支援方針の確認できる実務者会議を必要に応じて開催する。			→	こども課
			9	子育てSOS支援相談員	子育てSOS支援相談員が、家庭相談員とともに各種母子保健事業や子育てひろば等に参加し、育児相談から虐待の早期発見、対応、支援を行う。	発育・発達に応じた支援や、育児不安の軽減、虐待の予防・早期発見・対応により、母子の健康の保持増進を図る。			各種母子保健事業や子育てひろば等における育児相談から、虐待の早期発見、対応、支援に努めることができる。	【子育てひろばでの相談実施回数】 76回	子育てひろばでの相談実施状況	【子育てひろばでの相談実施回数】 76回	子育てSOS支援相談員が、家庭相談員とともに各種母子保健事業や子育てひろば等に参加し、育児相談から虐待の早期発見、対応、支援に努める。			→	健康づくり推進課
			10	家庭相談員	家庭相談員を配置し、子育てに関する相談をはじめ情報提供などを行うことで虐待予防や早期発見に努め、併せて虐待を発見した場合には適切な対応を行う。	18歳未満の児童に関する相談に対応することで、虐待の予防・早期発見・早期対応につなげる。		○	家庭相談員を適正な人数配置して、相談に迅速に対応することで、虐待の予防・早期発見・早期対応ができる状態。	【配置数】 3人	家庭相談員の配置数	【配置数】 3人	増加する子育ての悩みや不安などの相談に確実に対応できるよう、家庭相談員の適正な人数を配置するとともに、相談員の資質向上を図るための研修を実施する。			→	こども課
			11	子育て関連施設における相談の実施	保育園及び子育てひろば等において、子育てに関する相談に常時応じるほか、栄養士など専門職員による相談窓口を定期的に開催し、助言その他の援助を行う。	子育て相談について常時応じるほか、栄養士など専門職員による相談窓口を開設することにより、子育ての不安感を緩和し、安心して子育てができる環境づくりを推進する。			子育て関連施設において、相談窓口を開設し、子育ての不安感や孤立感が緩和されている状態。	【子育てに不安感や負担感を感じる人の割合】 55.4%	子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査	【子育てに不安感や負担感を感じる人の割合】 55.4%	子育ての不安感や孤立感を緩和するため、保護者からの相談に対する面談を100%実施する。			→	こども課
			12	子育てひろば	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う。	地域において安心して子育てができる環境を整備することにより、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援する。	○	○	親子の交流や子育て相談、情報提供等を実施し、子育ての不安感や孤立感が緩和されている状態。	【子育てに不安感や負担感を感じる人の割合】 50%	子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査	【子育てに不安感や負担感を感じる人の割合】 55.4%	親子の遊びの場、保護者同士の交流の場を提供するとともに、子育て支援情報の提供や子育て相談を実施する。			→	こども課
			13	こどもセンター	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う。	地域において安心して子育てができる環境を提供することにより、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援する。	○	○	親子の交流や子育て相談、情報提供等を実施し、子育ての不安感や孤立感が緩和されている状態。	【子育てに不安感や負担感を感じる人の割合】 50%	子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査	【子育てに不安感や負担感を感じる人の割合】 55.4%	親子の遊びの場を提供するとともに、子育て支援情報の提供、子育てに関する講座の開催、子育て相談を実施する。			→	こども課

基本 目標	主要 施策	事業区分	No.	取り組み	事業概要	目的	地域子ども・子育て支援事業	第6次総合計画における重点事業	平成31年度までの目標		現状(値)	H27年度			H28年度		
									(何を、どのような状態又は数値にしたいか)	目標の評価方法(何を、どのように評価するか)		目標達成に向けた実施内容(何を・どうするか)	達成状況(目標に対する到達度)	評価・分析等(来年度に向けたアプローチ)	目標達成に向けた実施内容(何を・どうするか)	担当課	
			14	こどもセンター事業 ベビー健康プラザ	妊娠中の方及び6か月以上1歳未満の赤ちゃんとその保護者を対象に、子育て支援情報の提供、離乳食やおやつ、遊びについての講座、保護者同士の情報交換や助産師や栄養士による個別相談を実施する。	乳児を抱える保護者に、子育てに関する知識の普及を図る。			○	乳児を抱える保護者に、子育てに関する知識の普及が図られている状態。 【開催回数】 月1回	開催回数	【開催回数】 月1回				→	こども課
			15	子育てセミナー等の開催	こどもセンター及び子育てひろばにおいて、楽しく子育てができるよう、子育てに関する各種講座や体験学習、親子向けのイベント等を開催する。	親子、保護者及び子ども同士の交流やふれあいの場や子育てを通じて育まれることをお互いに考える機会の提供し、保護者の育児不安の解消と楽しく子育てができる環境づくりを推進する。			○	子育てに関する各種講座を実施し、子育ての不安感や孤立感が緩和されている状態。 【セミナー参加者が子育ての参考になったと感じた人の割合】 認識割合 100%	セミナー参加者アンケート	【セミナー参加者が子育ての参考になったと感じた人の割合】 認識割合75% (H26.12月末現在)	これまでの講座に加え、13区に住む子育て世帯を対象とした講座を実施する。			→	こども課
		追	16	利用者支援事業	教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関と連絡調整等を実施する。	子ども及びその保護者等、または妊娠している方が選択に基づき、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できる環境をつくる。		○	子ども及びその保護者等が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できる状態。 【利用者の相談に対して、必要な助言、連絡調整等ができた割合】 100%	利用者の相談に対して、必要な助言、連絡調整等ができた割合	【利用者の相談に対して、必要な助言、連絡調整等ができた割合】 100% (H26.12月末現在)	利用者の個別ニーズを把握し、それに基づいて情報の集約・提供、相談、利用者支援等を実施する。			→	こども課	
		縮	17	障害児日中一時支援	日中介護者がいないため、一時的に見守り等が必要な障害のある児童等に施設等で活動の場の提供などの支援を行う。	日中介護者がいないため、一時的に見守り等が必要な障害のある児童等に活動の場を提供することで、自立生活及び社会参加を推進する。				障害児の日中一時支援に関しては、放課後等デイサービスの定員超過時の弾力的な運営を行っているが、今後は関係機関との連携を図りながら、放課後等デイサービスへの移行を進めていく。	-	指定放課後等デイサービス事業所の新規開設によって日中一時支援の児童の利用が減 31人 (H26上半期実績)	日中介護者がいないため、一時的に見守り等が必要な障害のある児童等に施設等で活動の場の提供などの支援を行う。			→	福祉課
			18	子育て支援情報の提供	ホームページ「上越市子育て応援ステーション」により、イベントの情報や各種制度等を見やすく掲載し、子育てに関する情報を発信する。	子育て中の人に対しホームページを活用して子育て情報を発信し、安心して子どもを育てることができる環境づくりを推進する。				子育て支援情報が充実され、多くの子育て世帯に利用されている状態。 【利用者数(アクセス件数)】 150,000人	利用者数(アクセス件数)	【利用者数(アクセス件数)】 105,640人 (H26.12月末現在)	子育てに係る課等と連携し、各課のイベント等も含めた子育て関連情報を掲載するとともに、ホームページの周知を実施する。			→	こども課
			19	若竹寮管理運営事業	入所児童の養護及び自立のための援助を行う	入所児童に対し、年齢に応じた社会性を身に付けさせることにより、将来に向けた自立を図る。				入所児童に対し、年齢に応じた社会性を身に付けさせることにより、将来に向けた自立を図れる状態。	県指導監査 第三者評価及び自己評価	定員56人 (H26.12.1現在:42人入所)	・入所児童を養護及び自立に向けた援助を行う。 ・指定管理者制度移行に向け、事業者の選定を行う。			→	若竹寮
		追・拡	20	放課後等デイサービス	就学している障害のある児童に対し、授業終了後または休日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進を図るための支援を行う。	就学している障害のある児童・ご家族の希望や状況に応じて生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進を図る。				それぞれの放課後等デイサービス事業所の特性を活かしながら、引き続き利用者のニーズに沿ったサービス提供が行われている。	事業所との連携を図り、介護給付費の執行状況を確認。	日中一時支援からの放課後等デイサービスへの移行が進み、児童の利用が増 151人 (H26上半期実績)	就学している障害のある児童に対し、授業終了後または休日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進を図るための支援を行う。			→	福祉課



基本 目標	主要 施策	事業区分	No.	取り組み	事業概要	目的	地域子ども・子育て支援事業	第6次総合計画における重点事業	平成31年度までの目標		現状(値)	H27年度			H28年度		
									(何を、どのような状態又は数値にしたいか)	目標の評価方法(何を、どのように評価するか)		目標達成に向けた実施内容(何を、どうするか)	達成状況(目標に対する到達度)	評価・分析等(来年度に向けたアプローチ)	目標達成に向けた実施内容(何を、どうするか)	担当課	
2 ところとからだの健やかに育つまちづくり																	
1 地域ぐるみの子どもの健全育成の推進																	
			1	児童館	子どもが安全に遊べる環境を提供する。	子どもたちが健康増進及び情操を豊かに育つための環境を提供する。			利用者(子ども)が安全に遊べる環境が提供されている状態。	・緊急時の修繕の対応 ・計画修繕の実施 ・児童厚生員の環境管理能力	必要箇所の修繕の実施	・利用者が安全に遊べる環境を提供し、児童の健全育成に寄与する。 ・教育委員会等関係課と具体的な協議を進め、児童館の方向性を決定する。				→	こども課
			2	こどもの家	子どもが安全に遊べる環境を提供する。	子どもたちが健康増進及び情操を豊かに育つための環境を提供する。			利用者(子ども)が安全に遊べる環境が提供されている状態。	・管理員の環境管理能力	37施設	・平成27年4月1日付で、こどもの家条例を廃止し、33施設について、建物を関係町内会へ譲渡する。 ・子どもの遊び場機能については、市が管理員を設置し、地域と役割分担をしながら維持する。 ・こどもの家修繕費等補助金の交付において、関係町内会による修繕が適切に実施されるよう適正な審査を行う。				→	こども課
			3	図書館における読み聞かせ	子どもを対象に絵本の読み聞かせや紙芝居の上演などを実施し、お話しに親しんでもらうことにより、幼少時からの読書普及の動機付けをする。	子どもの読書活動推進のため、その動機付けとなる普及活動を行う。 ボランティアとの協同により、各館の読み聞かせ会、あるいはそれに類似した催し物の実施体制を維持する。			ボランティアとの協同により、各館の読み聞かせ会、あるいはそれに類似した催し物の実施体制を維持する。  【開催回数】 310回	図書館および分館、分室において実施した読み聞かせ会等の催し物の実施回数。	【開催回数】 309回実施	■おはなし会等の運営 各館で定期的に絵本の読み聞かせ会を実施。職員のほか、読み聞かせボランティア団体との協同で運営する。				→	高田図書館
			4	図書館における子ども向け図書資料の充実	子どもの自主的な読書活動が推進できるよう、子どもの成長、発達段階、興味に合わせた資料の充実に努める。	子どもの読書活動推進のため、その基となる資料の充実に努める。 継続的な児童向け資料の収集と、保存に努める。			継続的な児童向け資料の収集と、保存に努める。  【図書館の児童書蔵書冊数】 129,000冊	図書館および分館、分室における児童向け資料の蔵書冊数。	【図書館の児童書蔵書冊数】 124,000冊	■児童向け資料の購入 子ども読書活動の推進のため、児童向け資料の充実に努める。				→	高田図書館
			5	ボランティアだよりキッズの作成・配布	子どもたちの社会参加の意欲を高めるため、ボランティアに関する情報を提供する。	子どもの社会参加意欲を向上させるとともに、自ら責任を持って行動するというボランティア本来の意義の浸透を図る。		○	子どもの社会参加意欲を向上させるとともに、自ら責任を持って行動するというボランティア本来の意義の浸透が図られている状態	NPOボランティアセンターでの情報収集など	ボランティアだよりキッズの発行年1回	ボランティアの意義やイベント情報等を掲載したチラシを作成し、夏休み前に市内の小中学生に配布する。				→	共生まちづくり課
			6	謙信KIDSプロジェクト	各種体験活動を通して、児童・生徒の育成を図る。	体験活動への参加を通じて、様々なことに興味を持つ児童・生徒を育成する。(成人者に対して実施している自発的に行動できる人材の育成事業への参加につなげていく。)		○	各種体験活動へ積極的に参加する状態	・申込定員に対する申込率100% ・参加者アンケートで各種体験活動への参加状況聞き、毎年、何らかの体験活動に参加している児童・生徒の数を把握する。	現状では、数値の把握ができていないため、平成27年度に把握する数値をもって今後目標とする基準値を設定する。	各種体験活動を通して、児童・生徒の育成を図る。				→	生涯学習推進課・公民館
			7	緑の少年団	子どもたちの社会への愛情と豊かな心を育むため、自然や緑を愛し、守り育てる活動を行う。	自然の中で緑を愛し、守り育てる活動を通じて、子どもたちが社会への愛情を持ち、心豊かな人間となるように育成することを目的とする。			子どもたちの社会への愛情と豊かな心を育むため、自然や緑を愛し、守り育てる活動が行われている。	団員、保護者へのアンケートを通じて、事業の評価を行う。	【活動回数】 10回	緑の少年団に補助金を交付し、自然や緑を愛し、守り育てる活動を支援する。				→	農林水産整備課

基本 目標	主要 施策	事業区分	No.	取り組み	事業概要	目的	地域子ども・子育て 支援事業	第6次総合計 画における 重点事業	平成31年度までの目標		現状(値)	H27年度			H28年度	
									(何を、どのような状態 又は数値にしたいか)	目標の評価方法 (何を、どのように評価するか)		目標達成に向けた実施内容 (何を・どうするか)	達成状況 (目標に対する到達度)	評価・分析等 (来年度に向けたアプローチ)	目標達成に向けた実施内容 (何を・どうするか)	担当課
			8	少年スポーツ活動育成事業	スポーツを通じた青少年の健全育成を行う団体の活動を支援する。	多種多様なスポーツ活動と団体の自主活動を支援し、青少年のスポーツへの関心を高めるとともに、体力の増進と運動習慣の定着を図る。			上越市体育協会ジュニアスポーツクラブ及びスポーツ少年団の活動種目数が維持されている状態。 【活動種目数】 23種目62団体	事業の紹介・参加者募集により情報提供し、団体数を把握する。	【活動種目数】 22種目62団体	スポーツを通じた青少年の健全育成を行う団体の活動を支援する。			→	体育課
		拡	9	放課後児童クラブ	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。	共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、学校の余暇教室等を利用して放課後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。	○		アンケート調査等により利用人数を把握し、学校内の余暇教室等を活用し、受入枠が確保されている。	各児童クラブの利用児童数と専用区画の面積の把握をする。	市全域で受入れ体制枠を確保しているが、個々に不足が生じる施設について、順次増設、移転等を実施する。	アンケート調査等により利用人数を把握し、学校内の余暇教室等を活用し、受入枠の確保を行う。			→	学校教育課
		追	10	学校運営協議会制度(コミュニティ・スクール)の推進	市立の全小・中学校をコミュニティ・スクールに指定し、校長、教職員、保護者、地域住民、学識経験者などで構成する「学校運営協議会」を設置する。協議会では、学校運営の基本方針の承認、教育活動に関する意見交換、学校評価などを行い、地域とともにある学校づくりを進める。	コミュニティ・スクールに関する研修と情報交換会を実施し、学校運営協議会の充実を図る。	○		コミュニティ・スクールに関する研修と情報交換会を実施し、学校運営協議会の充実が図られている。 【学校運営協議会を実施する公立小・中学校の割合】 100%	学校への調査	【学校運営協議会を実施する公立小・中学校の割合】 100%	コミュニティ・スクールの実施により、学校、家庭、地域がそれぞれの教育を充実するとともに、連携して教育を推進する。			→	学校教育課
			11	地域青少年育成会議	地域青少年育成会議を中心とした地域ぐるみによる青少年の健全育成を図る。	コーディネーターが主体的に自主研修を複数の地域で実施できるようにする。	○		コーディネーターが主体的に自主研修を複数の地域で実施できるようにする。 【コーディネーターによる研修実施回数】 5講座以上	研修実施回数	【コーディネーターによる研修実施回数】 5講座	コーディネーターの資質向上のため、引続き研修会を実施する。研修会等の自主的開催を促す。			→	生涯学習推進課・公民館
2 学校教育環境の充実																
			1	外国語指導助手による語学指導事業(ALT活用事業)	子どもたちに豊かな国際感覚を身につけるため、すべての小中学校に外国語指導助手(ALT)を配置し、定期的に語学指導を実施する。	ALTを市立小中学校に訪問させ、小学校外国語活動及び中学校英語授業などにおいて日本人教師の指導のもと、児童生徒に語学指導を行うとともに、夏季休業中にイングリッシュ・キャンプを開催し、英語学習に対する児童生徒の意欲の向上とコミュニケーション能力の素地・基礎を養う。			ALTを市立小中学校に訪問させ、小学校外国語活動及び中学校英語授業などにおいて日本人教師の指導のもと、児童生徒に語学指導を行うとともに、夏季休業中にイングリッシュ・キャンプを開催し、児童生徒が積極的に英語でコミュニケーションを図ろうとする態度を養う。	各小中学校にアンケートを実施する。	【ALTとの外国語活動や英語授業に積極的に取り組む児童生徒の割合】 小学生85%、中学生75%	ALTを市立小中学校に訪問させ、小学校外国語活動及び中学校英語授業などにおいて日本人教師の指導のもと、児童生徒に語学指導を行うとともに、夏季休業中にイングリッシュ・キャンプを開催し、希望する中学生に対し語学指導を行う。			→	学校教育課
			2	学習情報指導員の配置	各学校を巡回し、情報教育環境の整備や職員へのサポート等を行い、学校での情報教育を支援する。	市費で整備したICT機器を教職員が有効活用し、児童生徒の情報活用能力を育むことができるように、教職員のICT機器活用を支援を行う。			情報機器の積極的な活用を通して、児童生徒の情報活用能力を育むことができるように、教職員のICT活用指導能力を90%以上にする。	文部科学省が行っている教員のICT活用指導力等の実態調査において「授業中にICTを活用して指導する能力」の割合を確認する。	【授業中にICTを活用して指導する能力】 82.3%(平成25年度末)	各学校を巡回し、情報教育環境の整備や職員へのサポート等を行い、学校での情報教育を支援する。			→	学校教育課
			3	教育補助員の配置	通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒を支援するため、児童生徒の状況や学校の支援体制を考慮して、教育補助員を配置する。	教育補助員を配置することにより、児童生徒のニーズに応じた個別の支援やチーム・ティーチングができるようにする。			教育補助員を配置することにより、児童生徒のニーズに応じた個別の支援やチーム・ティーチングができるようにする。	巡回相談活用調査により、特別な支援を必要とする児童生徒の指導に効果があったと自己評価する学校が、対前年度の割合を上回る。	教育補助員を72人配置し、児童生徒のニーズに応じた個別の支援やチーム・ティーチングを行っている。 ・教育補助員数:71人				→	学校教育課

基本 目標	主要 施策	事業区分	No.	取り組み	事業概要	目的	地域子ども・子育て 支援事業	第6次総合計 画における 重点事業	平成31年度までの目標		現状(値)	H27年度			H28年度	
									(何を、どのような状態 又は数値にしたいか)	目標の評価方法 (何を、どのように評価するか)		目標達成に向けた実施内容 (何を、どうするか)	達成状況 (目標に対する到達度)	評価・分析等 (来年度に向けたアプローチ)	目標達成に向けた実施内容 (何を、どうするか)	担当課
			4	特別支援教育巡回相談事業	学習障害、注意欠陥多動性障害及び高機能自閉症など発達障害のある児童生徒がいる学校へ定期的に巡回相談・指導を行い、学校全体での支援体制の充実を図る。	発達障害等のある児童生徒の特性に応じた支援や校内支援体制づくりを行うために、巡回相談員のスキルアップを図る研修会を計画、実施する。			・児童生徒のニーズに応じた支援が提供できるように、巡回相談員の相談体制を整備する。 ・発達障害等のある児童生徒の特性に応じた支援や校内支援体制づくりができるように、巡回相談員のスキルアップを図る研修会を計画、実施する。	巡回相談活用調査により、特別な支援を必要とする児童生徒の指導に効果があったと自己評価する学校が、対前年度の割合を上回る。	巡回相談員を20名配置し、要請のあった学校に訪問し、児童生徒のニーズに応じた支援を提供している。	・児童生徒のニーズに応じた支援が提供できるように、巡回相談員の相談体制を整備する。 ・発達障害等のある児童生徒の特性に応じた支援や校内支援体制づくりができるように、巡回相談員のスキルアップを図る研修会を計画、実施する。			→	学校教育課
			5	教育相談事業(相談支援体制の整備)	いじめや不登校などで悩んでいる児童生徒や保護者、対応に苦慮している教職員の相談等に対する助言等を通じて問題の早期解決に向けて支援する。	いじめや不登校、生徒指導上の問題等について、児童生徒や保護者、教職員に対して相談を行い、早期解決を図る。			相談事業の紹介・広報を15回以上行う。 教育相談についての苦情を0件にする。	相談事業の紹介・広報回数 教育相談についての苦情件数	【相談事業の紹介・広報回数】 15回 【相談苦情】 0件	・教育相談事業について、ポスターや市の広報等を通して紹介する。 ・いじめや不登校などで悩んでいる児童生徒や保護者、対応に苦慮している教職員の相談等に対して、丁寧な聞き取りや援助・助言等を行う。			→	学校教育課
			6	教育相談事業(教職員の研修の充実)	教育相談や学級経営に活用できる研修内容を計画し、教職員の指導力の向上を図り、学校が抱えている生徒指導等の課題解決に向けて支援する。	カウンセリングや教育相談等の研修を行い、教職員の教育相談や学級経営等の力量を高める。			開催講座数を6回以上、受講満足度を90%以上にする。	開催講座数、受講満足度	【開催講座数】 6回 【受講満足度】 98.8%	教職員のニーズに応じたカウンセリング研修会を夏期と冬期の休業中に、それぞれ3日間、合計6日間開催する。			→	学校教育課
			7	不登校児童生徒適応指導教室	不登校児童生徒に個別指導や体験活動などを行いながら、自立心と集団生活への適応能力を高め、学校復帰ができるよう支援する。また、必要に応じて訪問指導を行う。	不登校児童生徒に対し、個別指導や体験活動、教育相談などを行い、自立心と集団生活への適応能力を高め、学校復帰や希望する進路を実現する。		○	適応指導教室の開設数を2か所以上、指導員数を4人以上とする。	教室の開設数、指導員数	2教室の開設、4人の指導員体制	・不登校児童生徒に対し、保護者や学校と連絡を密にししながら、児童生徒の実態に対応した個別指導や体験活動などを実施する。 ・不登校に悩む児童生徒や保護者、教職員に対して、丁寧な聞き取りや援助・助言等を行う。			→	学校教育課
			8	やすづか学園(やすづか学園運営費補助事業)	自然と地域の中での生活・学習を通して、子どもたちが傷ついた心を癒し、自信を取り戻して自立できるよう支援する。	不登校などで悩みや不安を抱える児童・生徒がいきいきと学園生活を送ることができ、自信を取り戻せるよう支援を図る。			不登校などで悩みや不安を抱える児童・生徒がいきいきと学園生活を送ることができ、自信を取り戻せるよう支援されている。	学園の継続(事業の継続)をもって評価する。	学園の継続(事業の継続)。	教育委員会と今後のあり方を検討する。(国のフリースクールに対する補助金の動向を踏まえながら、よりよい運営体制を探る)社会福祉協議会事業への補助事業となっているが、位置づけの是非、収支状況を把握し改善を進める。			→	福祉課
			9	学校施設整備事業(施設の耐震化)	旧耐震基準で建設された校舎の安全性を確保するため耐震診断・設計、補強工事を行い、耐震化を図る。	旧耐震基準で建設された校舎の安全性を確保するため、耐震診断・設計、補強工事を行い、耐震化を図る。			耐震性のない建物について耐震補強工事を行い、平成27年度末までに耐震化率100%とする。	耐震化計画に基づき、H27年度末までに残る11棟の耐震補強が完了していること。	H26年度末の耐震化率 96.6%(全321棟のうち補強済・補強不要及び新耐震適合は310棟)	旧耐震基準によって建設された建物の安全性を確保するため、耐震補強工事を行い耐震化を図る。 小学校8棟、中学校3棟の工事を行い、平成27年度をもって事業を終了する。			→	教育総務課
			10	学校施設整備事業(給食室の整備)	「学校給食衛生管理の基準」に適合した衛生的な調理環境を整備し、安全でおいしい給食を提供できる施設・設備の充実を図る。	「学校給食衛生管理の基準」に適合した衛生的な調理環境を整備し、安全でおいしい給食を提供できる施設・設備の充実を図る。			老朽化した給食施設の改修に合わせて、ドライ化の推進及び設備の更新が行われている。	学校等施設整備計画に基づき、給食室改修工事の年度ごとの進捗管理によって判断	改修計画(H23策定)対象44校のうち、改修済・改修見送りは14校。残る30校について計画的に実施	安全・安心な給食を提供するため給食施設の環境整備を図る。 改修工事:小学校1校、中学校3校 改修設計:小学校3校、中学校1校			→	教育総務課

基本目標	主要施策	事業区分	No.	取り組み	事業概要	目的	地域子ども・子育て支援事業	第6次総合計画における重点事業	平成31年度までの目標		現状(値)	H27年度			H28年度	
									(何を、どのような状態又は数値にしたいか)	目標の評価方法(何を、どのように評価するか)		目標達成に向けた実施内容(何を・どうするか)	達成状況(目標に対する到達度)	評価・分析等(来年度に向けたアプローチ)	目標達成に向けた実施内容(何を・どうするか)	担当課
			11	教育用コンピュータ設置事業	文部科学省の整備基準に準じて、情報機器を活用できる学習環境の整備を図る。	情報機器を授業で有効活用することを通して、児童生徒の情報活用能力を育むことができるよう、学習環境の整備を行う。			電子情報ボードまたはインタラクティブ機能付きプロジェクタを全ての教室に整備する。(H31には70%) すべての学校のコンピュータ室のコンピュータをタブレットPCのような移動可能なPCに替えて整備する。(H31には92%の小中学校)	整備状況の割合	電子情報ボードまたはインタラクティブ機能付きプロジェクタ整備率45% コンピュータ室のコンピュータをタブレットPCのような移動可能なPCにしている学校の割合5%	文部科学省の整備基準に準じて、情報機器を活用できる学習環境の整備を進める。			→	学校教育課
		追	12	学校施設整備事業(施設の改修)	学習形態の多様化に対応した教育施設を整備するとともに、経年劣化した施設及び設備を改善し、児童・生徒の安全・安心の確保及び快適な教育環境の整備を図る。	学習形態の多様化に対応した教育施設を整備するとともに、経年劣化した施設及び設備を改善し、児童・生徒の安全・安心の確保及び快適な教育環境の整備を図る。			快適で安全・安心な教育環境を整備するため、学校等施設整備計画に基づき経年劣化した施設・設備の改修工事が計画的に実施されている。	学校等施設整備計画に基づき、大規模改修工事の年度ごとの進捗管理によって判断	H26年度当初における大規模改修対象は64校。うちH26年度改修完了及び計画見送り予定は14校。残る50校について計画的に実施	耐震補強工事にあわせて老朽化した建物の大規模改修工事を行い教育環境を整える。 大規模改修設計:小学校2校、中学校6校 大規模改修工事:小学校7校、中学校4校			→	教育総務課
		追	13	介護員の配置	特別支援学級設置校で、特に介護を必要とする児童生徒が在籍する学校に、介護員を配置するとともに適切な対応が行えるよう研修を行い、専門性の向上を図る。	特別支援学級設置校で特に介護を必要とする児童生徒が在籍する学校に、介護員・看護師を配置するとともに適切な対応が行えるよう研修を行い、専門性の向上を図る。			特別支援学級設置校で特に介護を必要とする児童生徒が在籍する学校に、介護員・看護師を配置するとともに適切な対応が行えるよう研修を行い、専門性を向上させる。	特別支援学級設置校で特に介護を必要とする児童生徒が在籍する学校に、介護員・看護師を目標数配置できたか、適切な対応が行えたかで判断する。	・介護員(教育支援員含む)79人、看護師1人を配置。 ・研修会2回実施。	特別支援学級設置校で特に介護を必要とする児童生徒が在籍する学校に、介護員・看護師を配置するとともに適切な対応が行えるよう研修を実施する。 ・介護員76人、看護師2人を配置する。			→	学校教育課
		追	14	LD(学習障害)指導員の配置	学習障害の指導ができる教員を配置し、個の認知特性に合わせた学習面の指導ができるようにする。児童生徒が自校で指導が受けられるように、教員が巡回指導を行う。	個の認知特性に合わせた学習面の指導を行うために、学習障害の指導ができる教員を配置する。			・LD指導員を小学校に4名、中学校に2名を配置する。 ・本務校と巡回指導校を合わせて90人程度の児童生徒が、週2～3時間の指導を受けられるようにする。	LD通級指導教室に90人程度の児童生徒が在籍し、週2～3時間の指導を受ける。	LD通級指導教室に本務校及び巡回指導校を合わせて39名の児童が指導を受けている。	・LD通級指導のモデル校において、30人程度の児童が週2～3時間の指導が受けられるようにする。 ・通級指導教室を利用している児童のうち、学習意欲の向上や困難さの改善が見られる児童を9割以上にする。			→	学校教育課
		追・拡	15	就学支援の実施	就学支援調査部会で市内の幼稚園、保育園及び学校を訪問し、調査票を作成する。その調査票に基づき、就学支援委員会において具体的な支援方策等を審議し、その結果を保護者や関係職員に提言し、就学に関する支援を行う。	早期からの相談が可能になるように就学相談の体制を整備し、保護者への情報提供や関係機関との連携を図る。			早期からの相談が可能になるように就学相談の体制を整備し、保護者への情報提供や関係機関との連携を図る。	福祉部との連携の下、相談が必要な幼児の保護者に情報提供ができた割合	・センターに指導主事が兼務し、早期からの相談が可能になるようにする。 ・相談員のスキルアップのために、検査や面談等の研修会を実施する。 ・園やセンターに就学相談の内容や方法を周知するための説明会を実施する。	・センターに就学相談員(非常勤)を新たに1名置き、早期からの相談が可能になるようにする。 ・相談員のスキルアップのために、検査や面談等の研修会を実施する。 ・園やセンターに就学相談の内容や方法を周知するための説明会を実施する。			→	学校教育課
		追	16	生徒指導支援員の配置	生徒指導上の問題がある生徒へのきめ細かな対応を図るため、生徒指導支援員を配置する。	年々、就学相談をうける子ども数が増加している(新入学児童の約25パーセント)ことから、生徒指導支援員の必要性が高まることと予想される。そのような児童生徒に対し、きめ細やかな指導を行うために生徒指導支援員を小学校に4名配置する。中学校は従来通り(6名)			年々、就学相談をうける子ども数が増加している(新入学児童の約25パーセント)ことから、生徒指導支援員の必要性が高まることと予想される。生徒指導支援員を小学校に4名配置する。中学校は従来通り(6名)	配置によって効果があると評価する学校の割合	中学校6校に1名ずつ配置	生徒指導上の問題を抱える児童生徒に対し、個に応じた支援を行うことで、課題の解決や不安の解消につなげる。			→	学校教育課
		追	17	学校配置の適正化	「過大規模校」「複式学級編成校」「隣接学区」「複数中学校への進学」の観点から、全市的に学校の適正配置の在り方を検討する。	児童生徒数の推移や学校の現状と課題、保護者や地域の意向を踏まえ、子どもにとってよりよい教育環境を整備するため、学校の適正配置を図る。			児童生徒数の推移や学校の現状と課題、保護者や地域の意向を踏まえ、子どもにとってよりよい教育環境を整備するため、学校の適正配置を行う。	学校の適正配置基準を踏まえ、当面の配置計画に基づき、年度ごとの進捗管理において判断する。	H26年度における過大規模校2校、複式学級編成度10校。うち、複式学級編成2校を平成29年度に統合することを決定。残る8校についても逐次地域で協議。	・春日新田小の一部と小猿屋小の統合校設置において、新たな学区での統合準備組織で各部会を開催し、統合校設置に向け協議を進める。 ・蒲川原区内における3小学校の統合について、統合準備組織で各部会を開催し、統合校設置に向け協議を進める。 ・現在国では、小中学校の統合の基準を定めた指針の見直しを進めており、国の指針の内容を見ながら、既存の当市の適正配置基準の見直しを検討する。			→	教育総務課

基本目標	主要施策	事業区分	No.	取り組み	事業概要	目的	地域子ども・子育て支援事業	第6次総合計画における重点事業	平成31年度までの目標		現状(値)	H27年度			H28年度		
									(何を、どのような状態又は数値にしたいか)	目標の評価方法(何を、どのように評価するか)		目標達成に向けた実施内容(何を・どうするか)	達成状況(目標に対する到達度)	評価・分析等(来年度に向けたアプローチ)	目標達成に向けた実施内容(何を・どうするか)	担当課	
		追	18	図書館補助員の配置	・教科等の学習内容に合わせて図書情報を提供するなど調べ学習に対する支援を行う。 ・学校図書の蔵書の受け入れ、廃棄、台帳整理を中心とし図書館環境の整備を行う。	読書は子どもたちに知識と感動を与え、「豊かな心」自ら学ぶ意欲や力を育む。そのためには子どもたちと本を結ぶ大人の存在が必要である。現在、図書館の年間平均貸出数は小学校が46.0冊、中学校が5.6冊である。学校司書(現図書館補助員)の定期的な訪問を通して、読書活動を一層推進し、小学校平均96冊、中学校12冊を目指す。			現在、図書館の年間平均貸出数は小学校が46.0冊、中学校が5.6冊である。学校司書(現図書館補助員)の定期的な訪問を通して、読書活動を一層推進し、小学校平均96冊、中学校12冊を目指す。	学校図書館における児童生徒への図書の年間平均貸出数	【年間平均貸出数】 小学校46.0冊 中学校5.6冊	図書館法の一部改正に伴い、平成27年4月からの学校にも専ら学校図書館の職務に従事する「学校司書」を位置付けるよう義務付けられた。これを受け、これまでの図書館整備やデータ入力などの読書環境を整える業務に加えて、授業や調べ学習で図書館を利用する児童・生徒や教員への支援やアドバイス等の業務も担っていく。小中学校74校に11人を配置。			→	学校教育課	
3 子どもと家族を大切にできるまちづくり																	
1 男女共同参画、ワーク・ライフ・バランスの推進																	
			1	男女共同参画社会の実現に向けた広報・啓発活動	男女共同参画社会の実現に向け、情報誌等による効果的な啓発を行う。	男女共同参画の必要性や意義などについて、情報誌等による啓発を通して、市民への理解を図る。			○	男女共同参画の必要性や意義などについて、情報誌等による啓発を通して、市民に理解してもらう。	情報誌の発行	【情報誌「ウイズじょうえつ」の発行回数】 年4回	男女共同参画社会の実現に向け、情報誌等による効果的な啓発を行う。			→	共生まちづくり課
			2	男女共同参画、ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発事業	ワーク・ライフ・バランスの浸透に向け、性別役割分担意識の解消を含めた啓発講座及び研修会を行う。	男女共同参画社会の実現のため、仕事・家庭・地域活動など様々な活動を自分の希望する状態で実現するあり方である「ワーク・ライフ・バランス」について、企業等に対し啓発講座や研修会などの開催を通して浸透を図る。			○	男女共同参画社会の実現のため、仕事・家庭・地域活動など様々な活動を自分の希望する状態で実現するあり方である「ワーク・ライフ・バランス」について、企業等に対し啓発講座や研修会などの開催を通して浸透を図る。	男女共同参画推進センター講座及び出前講座の開催	【男女共同参画推進センター講座の開催回数】10回 【出前講座の開催回数】13回(見込)	ワーク・ライフ・バランスの浸透に向け企業への周知を強化し、性別役割分担意識の解消を含めた啓発講座及び研修会を行う。			→	共生まちづくり課
			3	職業生活と家庭生活の両立のための広報・啓発事業	国の機関及び県等との連携により、市民や企業を対象にワーク・ライフ・バランスの推進に係る各種制度の普及啓発及びイベント等の周知を効果的に行う。	働く人の個性や価値観に応じたゆとりある働き方や子育てと仕事の両立を可能とするワーク・ライフ・バランスを実現できる職場環境を整備するため、事業者等への意識啓発を図る。			○	市民や企業から、ワーク・ライフ・バランスについての各種制度や必要性などについて、広く認知されている状態。	ホームページによる情報発信	ホームページで、国や県などの各種制度の概略を紹介し、詳細は各ホームページが参照可能となるようリンク設定を行っている	国の機関及び県等との連携により、市民や企業を対象にワーク・ライフ・バランスの推進に係る各種制度の普及啓発及びイベント等の周知を行う。			→	産業振興課
			4	企業における再就職の支援セミナーの開催	ハローワーク等と合同で企業等に再就職を考える人のためのセミナーを開催し、再就職しやすい環境づくりを行う。	退職者が、労働意欲を喚起し、自己スキルの確認や新しい職場への職務姿勢を作り、早期に再就職しやすい環境へと改善する。				再就職のためのセミナーや各種の支援制度等を通して、再就職しやすい環境に改善されている状態。	ハローワーク等と合同でセミナー等を開催	【セミナー等の開催回数】1回	ハローワーク等と合同で企業等に再就職を考える人のためのセミナーを開催し、再就職しやすい環境づくりを行う。			→	産業振興課
			5	企業における再雇用制度導入の普及啓発	新潟労働局やハローワークとの連携により、育児・介護休業法で定める事業主が努めるべき再雇用特別措置について、広報やホームページを活用して周知・啓発を行う。	働く人の個性や価値観に応じたゆとりある働き方や子育てと仕事の両立を可能とするワーク・ライフ・バランスを実現できる職場環境を整備するため、事業者等への意識啓発を図る。				市民や企業から、ワーク・ライフ・バランスについての各種制度や必要性などについて、広く認知されている状態。	ホームページによる情報発信	ホームページで、国や県などの各種制度の概略を紹介し、詳細は各ホームページが参照可能となるようリンク設定を行っている	新潟労働局やハローワークとの連携により、育児・介護休業法で定める事業主が努めるべき再雇用特別措置について、広報やホームページを活用して周知・啓発を行う。			→	産業振興課
			6	企業における労働時間短縮の促進	新潟労働局やハローワークとの連携により、育児・介護休業法で定める事業主が努めるべき短時間勤務制度及び所定外労働の制限について、広報やホームページを活用して周知・啓発を行う。	働く人の個性や価値観に応じたゆとりある働き方や子育てと仕事の両立を可能とするワーク・ライフ・バランスを実現できる職場環境を整備するため、事業者等への意識啓発を図る。				市民や企業から、ワーク・ライフ・バランスについての各種制度や必要性などについて、広く認知されている状態。	ホームページによる情報発信	ホームページで、国や県などの各種制度の概略を紹介し、詳細は各ホームページが参照可能となるようリンク設定を行っている	新潟労働局やハローワークとの連携により、育児・介護休業法で定める事業主が努めるべき短時間勤務制度及び所定外労働の免除について、広報やホームページを活用して周知・啓発を行う。			→	産業振興課

基本目標	主要施策	事業区分	No.	取り組み	事業概要	目的	地域子ども・子育て支援事業	第6次総合計画における重点事業	平成31年度までの目標		現状(値)	H27年度			H28年度		
									(何を、どのような状態又は数値にしたいか)	目標の評価方法(何を、どのように評価するか)		目標達成に向けた実施内容(何を・どうするか)	達成状況(目標に対する到達度)	評価・分析等(来年度に向けたアプローチ)	目標達成に向けた実施内容(何を・どうするか)	担当課	
2 地域で子どもや家族を大切にする意識の醸成																	
			1	子どもの権利チラシ等による啓発	子どもの権利の普及・啓発のため、子育てしている人向け、子どもに関わる人向け、一般市民向けの3種類にチラシを様々な機会を捉えて配布する。あわせて市の広報紙、ホームページなど、各種情報提供媒体を活用し、子どもの権利についての啓発活動を行う。	子どもの権利について、広く市民から正しく理解され、子どもの権利を大切にする意識を高める。			○	子どもの権利について、広く市民から正しく理解され、子どもの権利を大切にする意識が高まっている状態。 【子どもの権利の内容の認知割合(大人)】 44%	子どもの権利に関するアンケート	【子どもの権利の内容の認知割合(大人)】 21%	子どもの権利の普及・啓発のため、様々な対象に合った内容のパンフレットを配布する。あわせて広報紙、市ホームページなど各種情報提供媒体を活用し、子どもの権利についてのきめ細やかな啓発活動を行う。			→	こども課
			2	子どもの権利学習	子どもの権利学習教材「えがお」を使用した権利学習を市内の公立全小中学校の授業に取り入れて実施する。	子どもの権利について、子ども自身が正しい知識を持ち、権利を尊重する意識と行動を身につける。			○	子ども自身が子どもの権利の正しい知識を持ち、権利を尊重する意識と行動が身に付いている状態。 【子どもの権利の内容の認知割合(子ども)】 62%	子どもの権利に関するアンケート	【子どもの権利の内容の認知割合(子ども)】 39%	プログラムを使った授業の実施内容の再検討する。中学2年、3年生用テキスト案を検討する。			→	こども課
			3	父子手帳の配布	父親の積極的な育児参加と家族ぐるみの健康づくりを推進するため、子どもの発育・発達や子育てに関する情報を掲載した父子手帳を配布する。	妊娠・出産・育児の正しい知識を学び、流産・妊娠高血圧症候群の予防等に努めるとともに、妊娠前から子どもの成長や発達・育児について考える機会を持ち、子どもが健やかに育つことができるよう支援する。			○	父親の積極的な育児参加と家族ぐるみの健康づくりを推進することができる。 【父子手帳の配布率】 100%	妊娠届出数に対する父子手帳配布の割合	【父子手帳の配布率】 74.4%	父親の積極的な育児参加と家族ぐるみの健康づくりを推進するため、子どもの発育発達や子育てに関する情報を掲載した父子手帳を配布する。			→	健康づくり推進課
			4	命・きずなを考える講座	中学3年生を対象に、自分や異性の体を知り、次世代を生き育てる体づくりならびに生命の誕生や生命の大切さを学び、自分自身の自己肯定感を高めるための支援として、助産師による講話を行う。	生涯を通じた健康づくりの推進に向け、スタートとなる妊娠・出産・育児期及び次世代を担う思春期、機能低下を予防する更年期等、各ライフステージに応じて知識の普及や不安の軽減を図るため、個々の生活に合わせた適切な支援や保健指導を行う。			○	次世代を生き育てるための重要な時期である中学生が、自分や異性の体や生命の大切さを学ぶことにより、自分自身の自己肯定感を高めることができる。 【実施校数】 10校以上	事業実施中学校数	【実施校数】 13校(1,169人)	中学3年生を対象に、自分や異性の体を知り、次世代を生き育てる体づくりならびに、生命の誕生や生命の大切さを学び、自分自身の自己肯定感を高めるための支援として、助産師による講話を行う。			→	健康づくり推進課
3 家庭と地域の子育て力の向上																	
			1	学びの輪プロジェクト(すこやかな暮らし応援事業)	保護者を対象に、家庭環境や育児など家庭教育を題材とした講座を行い、家庭の教育力の向上を図る。	家庭環境や育児など家庭教育を題材とした講座を行い、家庭の教育力を向上させる。			○	保護者を対象に、家庭環境や育児など家庭教育を題材とした講座を行い、家庭の教育力の向上につなげる。 【事業終了後のアンケート結果で自己の課題解決に生かされた回答する割合】 回答の80%以上	講座終了後のアンケート	現状では、数値の把握ができていないため、平成27年度に把握する数値をもって今後目標とする基準値を設定する。	学びの輪プロジェクト(すこやかな暮らし応援事業)の中で、保護者を対象に、家庭環境や育児など家庭教育を題材とした講座を行う。			→	生涯学習推進課・公民館
			2	保育園での子育て家庭への支援	地域の子育ての拠点として、保育の知識・経験等の専門性をいかした子育て相談や園開放を行う。	保育園での専門性を生かした相談等を行うことで、子育てに対する不安の軽減や解消を図る。				保護者が、保育園を地域の子育て相談の場であると認識し、利用している状態。	保育園での相談受付回数	【園での相談受付回数】 4,408回	保育園に通園する園児や地域の子育てをしている保護者等を対象に、子育て相談を行うことにより、育児を支援する。			→	こども課
			3	保育園士雇用事業	豊かな知識と経験を持つ地域の人を活用することで、園児との世代間交流等を促進するとともに、保育現場における保育士の負担軽減(園舎整備など)を図る。	保育園士との世代間交流をとおり、園児の人との関わりにより多様性を持たせる。				保育園士との関わりの中で、園児の多様性が育まれる環境が整っている状態。	配置人数割合(配置人数/市内園数)	【配置人数割合】 61人(公立43、私立18)/63園(南川保育園とくびきひよこ園、北諏訪保育園と小猿屋保育園が兼務)	保育園士を配置し、世代間交流を行う。			→	こども課
			4	保育園地域活動事業	児童の社会性を養うため、高齢者等との世代間交流や異年齢児との交流を行う。	高齢者等との世代間交流や異年齢児との交流により、児童の社会性を養う。				市内すべての保育園で、高齢者等との世代間交流や異年齢児との交流が行われ、児童の社会性が養われる環境が整っている状態。	事業実施園割合(実施園/市内保育園数)	54園(公立44、私立10)	高齢者等との世代間交流、異年齢児交流を行う。			→	こども課

基本目標	主要施策	事業区分	No.	取り組み	事業概要	目的	地域子ども・子育て支援事業	第6次総合計画における重点事業	平成31年度までの目標		現状(値)	H27年度			H28年度	
									(何を、どのような状態又は数値にしたいか)	目標の評価方法(何を、どのように評価するか)		目標達成に向けた実施内容(何を・どうするか)	達成状況(目標に対する到達度)	評価・分析等(来年度に向けたアプローチ)	目標達成に向けた実施内容(何を・どうするか)	担当課
			5	ファミリーサポートセンター運営事業	育児の援助を受けたい人(依頼会員)と育児の援助を行いたい人(提供会員)との相互援助活動を連絡・調整する。	依頼会員のニーズに見合った提供会員を確保し、仕事と育児を両立させ、安心して働くことができる環境づくりを推進する。	○	○	依頼会員数に見合った提供会員数が確保され、依頼会員のニーズに提供会員が調整されている状態。 【提供会員の調整割合】100%	依頼会員のニーズに対する提供会員の調整割合	【提供会員の調整割合】100% (H26.12月末現在)	事業周知の場を拡大するとともに、提供会員を100%調整する。			→	こども課
			6	民生委員・児童委員・主任児童委員活動	常に住民の立場に立ち、子どもに関する相談・支援を実施する。	多様化・深刻化している子どもたちをめぐる課題について、研修などを利用して、理解を深め、次代を担う子どもたちの健やかな育ちのため、児童委員・主任児童委員活動の一層の充実を図る。			多様化・深刻化している子どもたちをめぐる課題について、研修などを利用して、理解を深め、次代を担う子どもたちの健やかな育ちのため、児童委員・主任児童委員活動の一層の充実が図られている。	・委員が毎月提出する活動記録の子どもに関する相談支援・件数を確認し、活動が停滞している委員へ聞き取り等を行う。 ・市民児協連主催の研修は、委員からアンケートを取り、次回研修の参考とする。	・子どもに関する相談・支援件数(H25年度)…2,941件 ・子どもに関する研修等…市民児協連児童部会、全国主任児童委員研修会、主任児童委員活動研修会、児童虐待防止研修会、児童委員活動研修会、全国児童委員研究協議会	常に住民の立場に立ち、子どもに関する相談・支援を実施する。			→	福祉課
4 子どもたちのためのよりよい環境づくり																
			1	安全教室	保育園児・幼稚園児及び小学生を対象に、犯罪から自らの身を守るための方法などを指導する。	犯罪弱者である子どもに犯罪の被害に遭わないための知識を習得させ、市民生活の安全安心の確保を図る。		○	安全教室を実施する幼稚園・保育園・学校に対し、指導・助言が行われている状態。 【開催回数】幼稚園・保育園:36園(2年で全園実施) 小学校:申込のあった学校に対し100%実施	実施回数の集計	【開催回数】幼稚園・保育園:36園(2年で全園実施) 小学校:希望制	安全教室の実施に対する指導、助言を行う。			→	防災危機管理課
			2	安全メール	市内で発生した犯罪、災害、火災、交通事故、その他(クマ・サル等の出没)情報をメール配信により情報提供することにより、被害の連鎖や拡大を抑止する。	市内で発生した犯罪、災害、交通事故などの情報を迅速に提供し、市民の自主的な防犯・防災活動を促し、市民の安全安心の確保を図る。			適時的確な情報発信に努め、携帯電話会社や児童・生徒の保護者と連携し、受信者拡大を図られている状態。 【安全メール登録者数】6,200件	登録件数の集計	【安全メール登録者数】5,700件	適時的確な情報発信に努め、携帯電話会社や児童・生徒の保護者と連携し、受信者拡大を図る。			→	防災危機管理課
			3	交通安全教室	保育園児・幼稚園児及び小学生を対象に、歩行時・自転車乗車時における交通安全ルールの基礎や交通事故防止のための知識などを指導する。	保育園児・幼稚園児から高齢者まで各年齢層に応じた交通安全教育及び啓発活動を実施し、交通事故のない安全で安心なまちづくりを実現する。		○	交通安全教室を実施する幼稚園・保育園・学校に対し、指導・助言が行われている状態。 【開催回数】幼稚園・保育園:74園 小学校:53校 中学校:24校	実施回数の集計	【開催回数】幼稚園・保育園:73園 小学校:51校 中学校:19校	交通安全教室の実施に対する指導、助言を行う。			→	防災危機管理課
			4	街灯整備事業	夜間における歩行者の安全を確保するため、集落間の通学路等の街灯整備を行う。	通学路等での交通安全及び街頭犯罪の未然防止を図り、市民生活の安全安心を確保する。			集落間の通学路に街灯整備がされ、既存街灯のLED化が図られている状態。 【要望等による整備必要か所の整備割合】100% 【LED化への変更割合】100%	要望に対する対応状況を確認 LED化への変更状況	【要望等による整備必要か所の整備割合】100%	通学路点検における新規設置個所の確認、既存街灯についてLED化を図りながら維持管理を行う。			→	防災危機管理課
			5	子育てバリアフリー設備の充実	子育て中の親とその子どもの利用に配慮した設備やサービスを備える施設を認定する。	バリアフリー施設認定を市が行い、周知を行うことで地域における子育て支援の意識の高揚が図られ、子育てしやすい環境が整備されている状態。 【認定施設数】172施設			協力企業数が増加し、地域における子育て支援の意識の高揚が図られ、子育てしやすい環境が整備されている状態。 【認定施設数】154施設 (H26.12月末現在)	認定施設数	【認定施設数】154施設 (H26.12月末現在)	認定制度を周知し、協力企業の増加を図る。			→	こども課
			6	110番協力車制度	地域住民の協力による自主的な防犯活動の一環として、趣旨に賛同する方の車両に「110ばん協力車」のステッカーを貼り付けてもらい、車両運行中に不審者又は助けを求めている子どもを発見した場合に、警察その他関係機関への通報及び子どもの保護活動を行う。	市民ぐるみで、犯罪の抑止と防犯意識の啓発を図り、犯罪のない安全で安心なまちづくりを実現する。			「110ばん協力車」の趣旨賛同者の増加に向けた取り組みが継続されている状態。 【登録台数】4,500台	「110ばん協力車」のステッカー発行状況により取り組み状況を確認	【登録台数】4,500台	「110ばん協力車」の趣旨賛同者の増加に向けた取り組みを図る。			→	防災危機管理課